

安全データシート

作成：2009年7月6日
最終改正：2020年8月11日

1.製品及び会社情報

製品名（化学名、商品名等）：TAMAPURE-AA-10 ふっ化水素酸 38%
TAMAPURE-AA-100 ふっ化水素酸 38%

会社情報： 多摩化学工業株式会社

住所：神奈川県川崎市川崎区東田町6番地1

担当部門：本社 営業部

電話番号：044-200-1701 FAX番号：044-200-1707 E-mail：sales@tama-chem.co.jp

緊急連絡先：本社 営業部 電話番号：044-200-1701

整理番号：TAMA-UAR003-01-4

2.危険有害性の要約

1) GHS分類

物理化学的危険性：	引火性液体	区分に該当しない
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自己発熱性物質および混合物	区分に該当しない
	酸化性液体	区分に該当しない
健康に対する有害性：	急性毒性（吸入：蒸気）	区分3
	皮膚腐食性／刺激性	区分1A
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性又は皮膚感作性	皮膚感作性：区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	標的臓器／全身毒性－単回曝露	区分1（呼吸器、腎臓）
	標的臓器／全身毒性－反復曝露	区分1（骨、歯、下垂体、甲状腺、腎臓、神経系、肝臓、精巣、気管支）
環境に対する有害性：	水生環境有害性 短期（急性）	区分3
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分に該当しない

上記で記載のない項目は「分類できない」又は「分類対象外」

2) GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： 吸入すると有毒
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
呼吸器、腎臓の障害
長期または反復曝露による骨、歯、下垂体、甲状腺、腎臓、神経系、肝臓、精巣、気管支の障害
水生生物に有害

注意書き：

- 【安全対策】** 使用前に取扱説明書を手し、安全注意を読み、危険性を十分理解した後、安全対策を施し、取り扱うこと。
この製品を使用する時に、飲食、喫煙等しないこと。
指定された保護具（保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、防毒保護マスク）を着用すること。
換気設備のある場所または換気のよい場所で使用すること。
ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
取扱い後は手をよく洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
- 【応急処置】** 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合、口をすすぎ、無理に吐かせず、直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合、直ちに流水で十分に洗浄を行うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続け、直ちに医師に連絡すること。
皮膚、毛髪等に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ捨て、十分に流水、シャワー等で洗い流し、石鹸で洗うこと。
汚染した衣類を再使用する場合、よく洗浄し薬品すべてを取り除いてから使用すること。
曝露又は曝露が懸念される場合、医師の診断を受け必要な処置を受けること。
使用時、使用後に気分が悪くなったときは、医師の診断を受け必要な処置を受けること。
使用時、使用後に皮膚刺激、発疹が生じた場合は、医師の診断を受け必要な処置を受けること。
- 【保管】** 施錠して保管すること。
容器を密閉し、換気のよい場所で保管すること。
アルカリ、金属、ガラス、ケイ素化合物とは隔離すること。
- 【廃棄】** 都道府県の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。

国／地域情報：医薬用外 毒物

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：	単一製品
化学名又は一般名：	ふっ化水素酸
別名：	ふっ酸
化学特性（化学式等）：	HF
CAS 番号：	No.7664-39-3
濃度又は濃度範囲（含有量）：	38%（Fとして36%）
官報公示整理番号（化審法、安衛法）：	化審法公示番号1-306
GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物：	なし

4.応急措置

吸入した場合：	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ直ちに医師に連絡する。 呼吸が止まっている場合は、衣類を緩め呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。 呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。 呼吸が弱い場合は、人工呼吸を行う。体を毛布などで覆い、保温して安静を保つ。
皮膚に付着した場合：	直ちに汚染された衣類、靴等を取り除き、製品に触れた部分を流水で十分に洗い流す。 外観に変化が見られたり、痛みが続いたりする場合は、直ちに医師に連絡する。
目に入った場合：	直ちに流水で十分に洗浄を行う。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続け、直ちに医師に連絡する。

洗眼の際、瞼を指で良く開いて、眼球と瞼の隅々にまで水が良く行き渡るように洗淨する。この製品が眼に入った場合、寸秒でも早く洗淨を始め、入った製品を完全に洗い流す必要が有る。洗淨を始めるのが遅れたり、不十分だと眼に障害を生じたり、失明に至る恐れがある。

- 飲み込んだ場合： 口をすすぎ、無理に吐かせない。
直ちに医師に連絡する。
被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。
- 予想される急性症状： 灼熱感、咳、息苦しさ、咽頭痛、胃痙攣、下痢、嘔吐、発赤、水泡、重度の熱傷
- 予想される遅発症状： 肺水腫、心不全、腎不全
- 応急処置をする者の保護： 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。
- 医師に対する特別な注意事項： 皮膚に付着した場合、腐食した患者には可溶性カルシウム製剤（例えばグルコン酸カルシウム）が有効であり、一般的処置方法として、傷害部の皮下及び周囲に10%グルコン酸カルシウム液の注射を行うと皮膚から体内組織へのふっ化物の吸収を最小限にとどめることができる。更にヒアルロニダーゼと塩酸プロカイン液を併用注射することにより局所の壊死を防ぎ、痛みを軽減することができる。症状は遅れて現れることがあるので、医学的な経過観察が必要である。

5.火災時の措置

- 消火剤： 当液自体は不燃性。小火災には粉末消火剤、二酸化炭素又は散水を使用する。大火災には散水、水噴霧又は一般の泡消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤： 情報なし
- 火災時の特有の危険有害性： 加熱により有毒なヒューム及びガスが発生する。
- 特有の消火方法： 容器を火から遠ざける。間に合わない場合は、容器に水を散水し冷却する。
- 消火を行う者の保護： 消火活動は風上から行い、適切な呼吸保護具、化学用保護衣を着用する。

6.漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
漏出した場所の周辺にロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。
風上から作業し、風下の人を避難させる。
- 保護具及び救急時措置： 作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸収したりしないようにする。
- 環境に対する注意事項： 流出した製品や処理液等が直接河川等に排出され、環境への影響を起こさないようにする。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材： 漏出した液が少量の場合、漏れ出した液は土砂等に吸着させて取り除くか、又はある程度まで水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰で中和し、多量の水を用いて洗い流す。
漏出した液が多量の場合、漏れ出した液は土砂等でその流れを止め、これに吸着させ取り除くか、又は安全な場所に導き、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰で中和し、多量の水を用いて洗い流す。発生したガスは霧状の水を噴霧し吸収させる。
回収品はメーカー又は産業廃棄物業者に処理を委託するか「13. 廃棄上の注意」の項を参照にして責任を持って処理処分する。
- 二次災害の防止策： 火気厳禁。

7.取扱い及び保管上の注意

- 1) 取扱い
- 技術的対策： 火気厳禁。
取扱いの際には、適切な保護具を着用する。皮膚、粘膜への浸透性・腐食性が極めて強いため、保護衣、保護手袋等の保護具に傷、穴等がないことを確認し

	<p>た上で着用する。</p> <p>取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。 漏れ、溢れ、飛散しないようにする。</p> <p>飛散したガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸い込まないようにする。</p> <p>取扱いの都度、容器を密着する。</p> <p>容器を開く前に、内圧を除く。</p> <p>取扱い場所には、関係者以外立ち入りを禁止する。</p> <p>休憩場所には、手洗い、洗顔等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗う。</p> <p>休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではいならない。</p> <p>指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。</p>
局所排気・全体換気：	取扱いは局所排気設備のある場所で行う。
注意事項：	容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える又は引き摺る等の乱暴な取扱いをしてはならない。
安全取扱い注意事項：	混触危険物（「10. 安定性及び反応性」を参照）との接触を避ける。
2) 保管	
適切な保管条件：	<p>風通しを良くし、蒸気が滞留しないようにする。</p> <p>直射日光が当たらないようにする。</p> <p>冷暗所に密栓保管する。</p> <p>混触危険物（「10. 安定性及び反応性」を参照）と一緒に保管しない。</p> <p>施設場所に保管する。</p>
安全な容器包装材料：	ポリエチレン等

8.曝露防止及び保護措置

1) 設備対策	<p>取扱いは局所排気設備のある場所で行う。</p> <p>貯蔵ないし取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。</p>
2) 管理濃度：	0.5ppm
3) 許容濃度：	<p>日本産業衛生学会（2008年版） 3ppm(天井値)</p> <p>ACGIH（2009年版） TWA 0.5ppm, STEL2ppm</p>
4) 保護具：	
呼吸用保護具：	酸性ガス用防毒マスク
手の保護具：	不浸透性保護手袋
目の保護具：	顔面シールド又はゴーグル型保護メガネ
皮膚及び身体の保護具：	作業衣、耐薬品性前掛け等
5) 適切な衛生対策：	<p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>汚染された作業衣は作業場から出さないこと。</p>

9.物理的及び化学的性質

外観（物理的状态、形状、色等）：	無色透明液体
臭い（臭いの閾値）：	刺激臭
沸点、初留点と沸騰範囲：	112.2°C (38.2%)
蒸気圧：	4.9kPa (37mmHg) (26.7°C、55%)
比重（相対密度）：	1.2 (55%)
溶解性：	水と自由に混和、エタノールに可溶、エチルエーテルに微溶
その他のデータ：	多くの金属と化合してふっ化物を生じ、ガラスなどのケイ酸質を侵食する。

10.安定性及び反応性

安定性：	大気との接触、あるいは加熱により有毒なヒューム及びガスが発生する。
危険有害反応可能性：	強酸であり、塩基と激しく反応し、腐食性を示す。多くの化合物と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。金属、ガラス、ある種のプラスチック、ゴム、コンクリートを腐食する。 金属類と接触すると H ₂ ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。
避けるべき条件：	大気、熱、ガラス、コンクリート、ケイ素化合物
混触危険物質：	アルカリ、金属
危険有害な分解生成物：	ふっ化水素、水素

11.有害性情報

急性毒性（経口）：	TDL ₀ ヒト（男）143mg/kg
（経皮）：	LD L ₀ マウス 500mg/kg
（吸入：蒸気）：	TDL ₀ ヒト（男）100mg/m ³ /1分間
皮膚腐食性／刺激性：	CERI ハザードデータ集 2001-46 (2002)、EURAR No.8 (2001)、ATSDR (2003)、PATTY (4th, 2000) の動物を用いた眼刺激性試験結果、およびヒトへの健康影響の記述から、「皮膚腐食性がある」と考えられる、またウサギを用いた 5%水溶液の 4 時間適用試験結果から 14 日間観察で力皮が認められている。
眼に対する重篤な損傷／刺激性：	CERI ハザードデータ集 2001-46 (2002)、EURAR No.8 (2001)、ATSDR (2003) の動物を用いた眼刺激性試験結果、及び ATSDR (2003) の高濃度全身吸入曝露の事故報告の記述から、非可逆的作用を示し、腐食性を有すると考えられる。
呼吸器感受性／皮膚感受性：	呼吸器感受性：データなし 皮膚感受性：CERI ハザードデータ集 2001-46 (2002) のヒトへの健康影響の記述において「職業的に曝露されたヒトにおいて、アレルギー性皮膚炎がみられている」から、皮膚感受性があるとされる。
生殖細胞変異原性：	EU-RAR No.8 (2001) の記述から、経世代変異原性試験なし、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験（染色体異常試験）で陽性であり、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験はない。
発がん性：	データなし
生殖毒性：	データなし
特定標的臓器全身毒性単回曝露：	ヒトについては、「気道や肺の損傷、鼻粘膜への刺激性、眼結膜や気道への刺激性」（EU-RAR No.8 (2001)）、「肺水腫、肺の出血性水腫、気管支炎、脾臓の出血及び壊死」（CERI ハザードデータ集 2001-46 (2002)）等の記述、実験動物については、「呼吸器の炎症、肺のうっ血、肺胞の水腫」、「鼻腔粘膜の損傷（上皮及び粘膜下組織の壊死、炎症細胞浸潤、滲出液、出血）」（CERI ハザードデータ集 2001-46 (2002)）等の記述があり。
特定標的臓器全身毒性反復曝露：	ヒトについては、「骨へのフッ素沈着症（骨密度の増加、骨の形態的变化、外骨（腫）症）、斑状歯、記憶の喪失、下垂体から甲状腺の機能異常」（CERI ハザードデータ集 2001-46 (2002)）等の記述、実験動物については、「腎臓の尿細管の変性及び壊死、中枢神経系の機能不全（条件反射の低下、刺激後、運動神経反射が起こるまでの潜時の延長）、神経細胞シナプスの変化、肝臓の散在性の巣状壊死、肝実質の脂肪変性、門脈周囲の線維化、陰嚢上皮の炎症、陰嚢の潰瘍、精巣の退行性変化」（CERI ハザードデータ集 2001-46 (2002)）、「気管支粘膜の萎縮や浮腫、気管支周囲の肥厚化」（EU-RAR No.8 (2001)）等の記述があり。
吸引性呼吸器有害性：	データなし

12.環境影響情報

生態毒性：

甲殻類（ミシッドシユリンブ）EC₅₀ 10.5mg/L（96Hr）（EU-RAR、2002）

甲殻類（オオミジンコ）NOEC=14.1mg/L/21 日間（EU-RAR、2002）

残留性／分解性： データなし

生体蓄積性： データなし

土壌中の移動性： データなし

13.廃棄上の注意

都道府県の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄する。

大気および水質汚染物質であるため、環境への放出は除害化して行う。

消石灰スラリー液（10～15%）で処理し、沈殿物を埋め立て処分する。

上澄み液は、pH5.8～8.6 F：15ppm 以下（地域条例により異なるため各地域の条例を参照のこと）として排水する。

空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

1) 国際規制

国連分類： クラス 8（腐食性物質）、サブリスク 6.1（毒性）

国連番号： 1790

品名（国連輸送品名）： フッ化水素酸

容器等級： II

海洋汚染物質： 非該当

2) 国内規制： 「15. 適用法令」を参照

3) 特別の安全対策： 直射日光を避け、漏洩がないことを確認する。

混触危険物（「10. 安定性及び反応性」を参照）との混載はしない。

転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15.適用法令

PRTR 法 第 1 種指定化学物質(法第 2 条第 2 項施行令第 1 条別表第 1)

【374 ふっ化水素及びその水溶性塩】

労働安全衛生法 特定化学物質第 2 類物質、特定第 2 類物質

(特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 2,3 号) 【28 弗化水素】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条、施行令第 18 条) 【30 弗化水素】

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)

【487 弗素及びその水溶性】

改正労働安全衛生法 作業環境評価基準(法第 65 条の 2 第 1 項) 【25 弗化水素】

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、

第 2 号・別表第 9) 【487 弗素及びその水溶性無機化合物】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、

第 2 号・別表第 9) 【487 弗素及びその水溶性無機化合物】

毒物及び劇物取締法 毒物(指定令第 1 条) 【24 弗化水素を含有する製剤】

消防法 貯蔵等の届出を要する物質(法第 9 条の 3・危険物令第 1 条の 10 五別表 1-8・平元省令 2 号第 1 条) 【24 ふっ化水素を含有する製剤】

貯蔵等の届出を要する物質(法第 9 条の 3・危険物令第 1 条の 10 五別表 1)

【6 ふっ化水素】

高圧ガス保安法 毒性ガス(一般高圧ガス保安規則第 2 条 2) 【その他のガス】

大気汚染防止法 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第 9 次答申)

【194 フッ化物(水溶性無機化合物に限る)】

特定物質(法第 17 条第 1 項、政令第 10 条) 【2 弗化水素】
 排出規制物質(有害物質)(法第 2 条第 1 項 3、政令第 1 条)
 【3 弗素、弗化水素及び弗化珪素】

水質汚濁防止法	有害物質(法第 2 条、施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条) 【25 ふっ素及びその化合物】
下水道法	水質基準物質(法第 12 条の 2 第 2 項、施行令第 9 条の 4) 【26 ふっ素及びその化合物】
水道法	有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号) 【12 フッ素及びその化合物】
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第 2 条第 1 項第 1 号イに規定するもの(平 10 三省告示 1 号) 【30 イ ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物】
航空法	輸送禁止(施行規則第 194 条) 【【国連番号】 1052 フッ化水素(無水物)】 腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1) 【【国連番号】 1790 フッ化水素酸】 腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表 1) 【【国連番号】 1786 フッ化水素酸と硫酸の混合物】
船舶安全法	腐食性物質(危規則第 3 条危険物告示別表第 1) 【【国連番号】 1790 フッ化水素酸】 腐食性物質(危規則第 3 条危険物告示別表第 1) 【【国連番号】 1052 フッ化水素(無水物)】 腐食性物質(危規則第 3 条危険物告示別表第 1) 【【国連番号】 1786 フッ化水素酸と硫酸の混合物】
港則法	その他の危険物・腐食性物質(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表) 【2 ヌ フッ化水素酸と硫酸の混合物】 その他の危険物・腐食性物質(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める) 【2 ヌ フッ化水素酸】 その他の危険物・腐食性物質(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表) 【2 ヌ フッ化水素(無水物)】
道路法	車両の通行の制限(施行令第 19 条の 13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2) 【2 フッ化水素酸】
外国為替及び外国貿易法	輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号輸入承認品目 「2 の 2 号承認」 【無機ふっ化化合物/除くふっ化カルシウム】 輸出貿易管理令別表第 1 の 16 の項 【HS2811 その他の無機酸及び無機非金属酸化物】 輸出貿易管理令別表第 1 の 3 項 【貨物等省令第 2 条第 1 項第 1 号へ フッ化水素】 輸出貿易管理令別表第 2(輸出の承認) 【35 の 2 項(1)別表第 3 の 30 のイ ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物】
労働基準法	疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1) 【弗化水素酸(弗化水素を含む)】
土壌汚染対策法	特定有害物質(法第 2 条第 1 項、施行令第 1 条) 【21 ふっ素及びその化合物】

16.その他の情報

引用文献

- 1) 『国際化学物質安全性カード』 国立医薬品食品衛生研究所
- 2) 『化学物質安全情報提供システム－KIS-NET－』 神奈川県環境科学センター
- 3) 『ez CRIC 化学品かんたん法規制チェック Web』 日本ケミカルデータベース(株)
- 4) 『GHSモデルMSDS』 安全衛生情報センター (中央労働災害防止協会)
- 5) 『HSDB (Hazardous Substances Data Bank)』 米国国立医学図書館

その他注意事項

- 1) 本 SDS 記載のうち、物理化学的性質などの値は、保証値では有りません。
- 2) 注意事項等は通常の取扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
- 3) 危険物有害性報告等の評価は、十分とはいえませんので取扱いには十分に注意してください。